

不法投棄対策等支援業務の公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

廃棄物の不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の解決のためには不法投棄等を早期に発見することが重要であり、そのため、県及び関係機関等において様々なパトロールを実施しているところである。しかしながら、山間部等の人目に付きにくい場所で不法投棄等が行われていること、また、人員や監視回数に限界があること等から、早期発見が十分にできていない状況である。

このため、不法投棄パトロールを支援及び補完できる新たな不法投棄等の監視方法の構築を図ることとしており、デジタル技術を活用して不法投棄等を確認する技術や仕組み等、ソリューションを募集し、実証実験を行うなど本格運用に向けた検討を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1 業務の契約額は5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※2 2件程度の契約を予定している。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限及び参加資格の確認

ア 参加資格確認申請書の提出期限

提出期限：令和3年8月4日（水） 午後5時

イ 必要書類

公募型プロポーザル参加希望者（コンソーシアムを組織する場合は、代表者）は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。申請書もしくは書類に不備がある場合、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないものとする。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式1)
会社概要説明書	(様式2)
印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを

	<p>証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る）。 ただし、広島県内に事務所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。</p>
--	---

なお、広島県の平成30～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(2) 参加資格の確認通知

ア 参加資格の確認

提出された書類により参加資格を確認し、その結果を次のとおり通知する。

(ア) 通知期限 令和3年8月5日（木）

(イ) 通知方法 参加資格申請書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで連絡した後、通知書を郵送する。

イ 参加資格の取り消し

アの参加資格者確認結果通知を受領した後であっても、下記(4)の企画提案提出届の提出期限までに公告に示す参加資格の要件を満たさなくなった場合又は提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(3) 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に対する質問は、「仕様書等に対する質問書」【様式3】により受け付ける。

ア 質問書の提出期限等

提出期限 令和3年8月13日（金） 午後5時

提出方法 電子メール（メールアドレス：kansanhaiki@pref.hiroshima.lg.jp）で提出すること。なお、件名は「不法投棄対策等支援業務に関する質問」とし、電子メール送信後、担当課に電話により到達の確認を行うこと。

イ 上記アに対する回答日等

(ア) 回答日 令和3年8月17日（火）

(イ) 公募型プロポーザル参加資格を有する者が行った質問にのみ回答する。

(ウ) 質問に対する回答は、随時「仕様書等に対する質問書」【様式3】に記載された連絡先に電子メールで通知するとともに、県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ その他

電話や口頭での質問は受け付けない。また、提出期限後の質問書については、原則として回答しない。

(4) 企画提案書等の提出場所及び期限

上記(2)アの参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると確認された者は、次の期限ま

で「企画提案提出届」【様式4】及び「見積書」【様式5】に必要書類を添えて提出するものとする。なお、提案は、各者1案とする。

ア 提案書提出場所

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

イ 提案書提出期限

令和3年8月19日（木） 午後5時

ウ 必要書類

企画提案書作成要領による。

エ 企画提案公募辞退届の提出

参加資格確認結果通知書の受領後から委託契約締結までの間に、都合により、企画提案公募を辞退する者、又は公告の2に示す参加資格の要件を満たさなくなった者は、「企画提案公募辞退届」【様式6】を提出するものとする。

なお、企画提案公募辞退書が提出された場合でも、提出されている関係書類は返却しない。

(5) 審査

提案書及びプレゼンテーションによる審査を行う。

ア 実施日

令和3年8月24日（火）

イ 実施場所

Web会議（別途通知する）

ウ 時間

提案者あたりの説明時間は25分程度を予定し、内訳はプレゼンテーションを15分以内、質疑応答を10分程度とする。時間が経過した場合は、説明の途中であっても打ち切ることがある。

(6) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局産業廃棄物対策課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和3年8月27日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和3年8月30日（月）までに、書面により行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望する場合には、概算払いを認める。詳細は別途協議する。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(11) 提出された提案書について

- ア 提出された提案書は、返却しない。
- イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(14) 関係資料について

プロポーザルに関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

(15) 第三者の権利

提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

(16) その他

公募に参加する際は、申請書を提出する前に、ひろしまサンドボックスマッチングサイト (<https://data.hiroshima-sandbox.jp/>) にユーザー登録し、企業情報を登録しておくこと。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約方法

企画提案書に基づき、委託予定業者と委託内容等について協議の上、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 会社概要、同種又は類似事業の受注実績及び履行実績【様式 2】
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書【様式 3】
- 企画提案提出届【様式 4】
- 見積書【様式 5】
- 企画提案公募辞退届【様式 6】
- 企画提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

広島県広島市中区基町 10 番 52 号 (広島県庁東館 8 階)

電話 082-513-2963 (ダイヤルイン)

FAX 082-211-5374

e-mail kansanhaiki@pref.hiroshima.lg.jp